



6. 参考

(1) 習志野市における発達支援体制の構築状況について

	取組み	説明
平成 17 年度	●習志野市発達支援サポートネットワーク会議開催(平成 18 年 2 月)	
平成 18 年度	●「発達に課題を持つ乳幼児の実数、状態像調査及びこれらの子どもの早期発見・早期相談に関する調査	発達上の課題のある子どもの支援体制について、市で取り組むべき重要施策として位置づけるため、発達支援ネットワーク会議において平成 18 年 11 月実態調査を行なう。 (平成 19 年 5 月報告)
平成 19 年度	●「習志野市発達支援施策検討会議」を設置。 同会議の設置要領制定。	発達支援に関わる各部の次長、課長で構成する。発達支援施策の実行等を決定する最上位の会議として位置づける。
	●「習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領」制定。	
	●発達支援サポートネットワーク会議で個別支援計画の導入等について協議を始める。	個別支援計画部会、発達障害に関する啓発用パンフレット部会を設置。
	●視察「滋賀県湖南市」	個別指導計画による継続的な支援体制に関する視察を実施。
平成 20 年度	●就学前の児童に対する個別支援計画作成試行事業の実施	・就学を控えた 5 歳児 11 人の個別支援計画を作成し、小学校に引き継ぐ。次年度の本格導入に向けたシステム整備を行なう。
	●「習志野市発達支援システム等検討協議会」を設置。同協議会設置要綱	・発達相談センターの設置に向け、同センターの理念、機能等に関する構想及び個別支援計画の理念、運用方法等について検討。
平成 21 年度	●就学前児童における個別支援計画を本格運用。	・個別支援計画作成事業実施。作成対象児童の範囲を広げ、43 人の個別支援計画書を作成。 ・「習志野市発達支援システム等検討協議会」にて、個別支援計画の今後の管理・運用等を具体的に検討する。 ・保育所、幼稚園等の職員を対象とする個別支援計画作成に関する研修を実施。
	●「習志野市発達支援システム等検討協議会」にて、発達相談センターの基本コンセプト、機能、運営及び施設整備等に関する具体的な協議を進める。	・同センターに関する 3 つの基本コンセプトを明確化する。 基本コンセプト 発達に課題のある子どもの意思と権利が尊重され、保護者の子育てを支援して、子どもと保護者が地域で安心して生活できる包容力のある地域づくりの拠点とする。以下はセンターの基本的な機能とする。 1. ライフサイクルに応じた継続的な地域相談支援体制の中心拠点 2. 市全体の発達支援の質的向上を推進する中核拠点



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

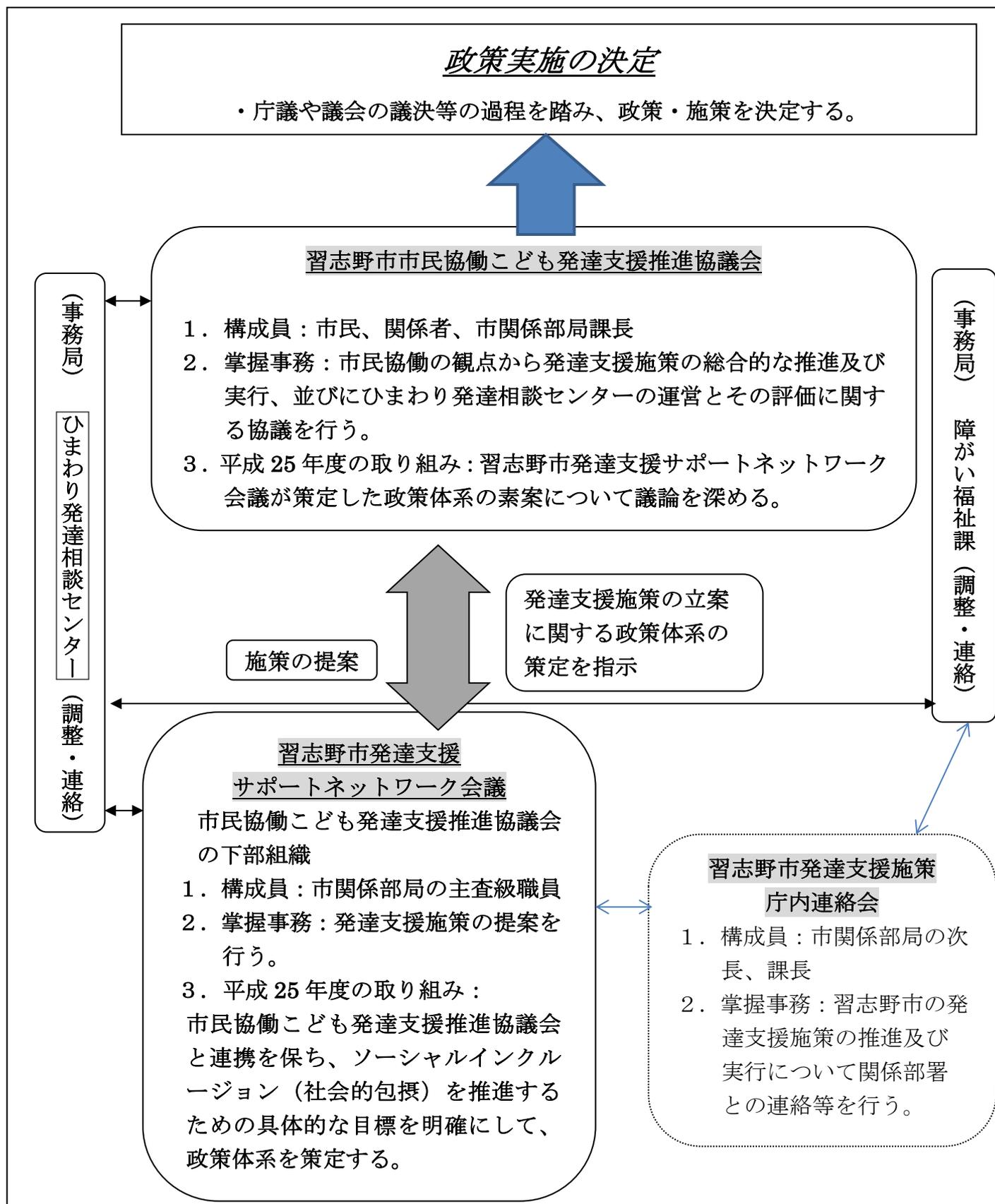
		3. 発達に不安や心配のある子どもとその家族を適切に支援できるような、質の高い人材を育成する機能
平成 22 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「習志野市就学前の児童における個別支援計画作成及び運用に関する実施要綱」および同実施要領制定、施行。 ●視察「神奈川県横須賀市」、「東京都世田谷区」 	<ul style="list-style-type: none"> ・個別支援計画作成事業実施。作成対象児童の範囲を広げ、84人の個別支援計画書を作成。 ・個別支援計画の作成とその支援体制の充実を図るため、作成者に対する利用者満足度調査を実施。 ・個別支援計画作成をより推進するため、保育所等の施設長を対象とする研修を実施。 ・個別支援計画を作成した事例に関する事例研修会を開催。 ・発達支援に携わる幼稚園教諭、保育士等を対象に、日常の支援に関する知識、技術を高める研修システムについて研究を開始する。
平成 23 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●発達支援システム等検討協議会中間報告書、同協議会最終報告書提出 ●発達支援基礎研修開始 ●視察「鳥取県倉吉市」 	<ul style="list-style-type: none"> ・市の発達支援施策のめざすべき方向性および発達相談センターのコンセプト、機能、配置すべき人材等に関する提言が市に提出される。 ・特別な支援を要する就学前児童に携わる市の関係職種を対象に、支援における基本的な姿勢、知識、技術を習得することをねらいとする「発達支援基礎研修」(全4日)を開講。一部、公開講座として一般市民にも公開。 ・発達支援システム、特に人材育成(研修事業)に関するカリキュラム等を中心に視察。
平成 24 年度	<ul style="list-style-type: none"> ●「習志野市ひまわり発達相談センター」開設(平成24年4月1日) <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 50%; padding: 10px; width: fit-content; margin: 10px auto;"> <ul style="list-style-type: none"> ・18歳未満の子どもに対する相談支援事業開始 ・個別支援計画の運用開始 ・巡回相談事業開始 ・発達支援理論研修開始 </div>	<ul style="list-style-type: none"> ・成長又は発達に不安又は課題がある児童及びその保護者に対し、総合的な相談に応じるとともに適切な指導及び支援を行う施設として、ひまわり発達相談センターを開設する。平成24年度より、以下の事業を推進している。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 18歳未満の子どもの相談支援に関する体制を新設する。 (2) 保護者、幼稚園等の各施設をつなぐ主要な手立てとして、個別支援計画を採用する。私立保育園等における個別支援計画の作成を支援する体制も併せて整備する。 (3) 就学前児童の通う市内公立・私立保育所、幼稚園等に対する巡回相談事業を実施する。 (4) 人材育成 「発達支援基礎研修」に加え、支援に伴う具体的な知識、技術の習得を目指す「発達支援理論研修」(全4日。応用行動分析に関する講義)を開講する。 (5) 庁内関係部署との定例会議を開始する(障がい福祉課、健康支援課、こども保育課、子育て支援課、あじさい療育支援センター、教育委員会指導課及び総合教育センター) (6) 発達支援、療育等を担う近隣10市との情報交換会を主催 (7) ひまわり発達相談センター利用者満足度調査実施



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（千葉県習志野市）

	●秋津まちづくり会議に参加する	
平成 25 年度	●近隣他市への実地研修を実施	・当センター専門職の着実な育成を図るため、近隣2市（船橋市、我孫子市）の実地研修を実施。
	●時間外保育職員研修の依頼を受ける	
	●ひまわり発達相談センターにおける巡回相談事業実施要綱制定（平成 25 年 6 月 5 日）	・同実施要領も併せて制定。
	●「習志野市市民協働こども発達支援推進協議会」設置（平成 25 年 6 月 25 日）	<ul style="list-style-type: none"> ・市民や関係者とともに、習志野市の発達支援施策の総合的な推進及び実行並びにひまわり発達相談センターの評価に関する市長の私的諮問機関を設置。事務局は、ひまわり発達相談センター。 ・発達支援サポートネットワーク会議の事務局を、障がい福祉課からひまわり発達相談センターに移す。 ・市民協働こども発達支援推進協議会と発達支援サポートネットワーク会議で、明治大学公共政策大学院 北大路信郷教授、源由理子教授のご指導をいただきながらプログラム評価策定に基づくロジックモデル（発達支援施策）策定に取り組む。
	●平成 25 年度発達障害者支援開発事業（発達障害等支援都市システム事業）に選定される（内示：平成 25 年 7 月 31 日）	・習志野市の発達支援施策の推進体制及びひまわり発達相談センターの機能等をマニュアル化した「絆とやさしさでつながる発達支援『習志野方式』」を策定（平成 26 年 3 月 14 日）。

(2) 習志野市における発達支援施策の立案体制（平成 25 年度）





（３）習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱を次のように定める。

平成25年6月25日

習志野市長 宮本 泰介

習志野市告示第193号

習志野市市民協働こども発達支援推進協議会設置要綱

（設置）

第1条 ソーシャルインクルージョン（社会的に弱い立場にある者の意思と権利を尊重し、社会の構成員として互いに支え合うという理念をいう。）の理念に基づく市の発達支援施策を推進するため、習志野市市民協働こども発達支援推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第2条 協議会の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- （１）市の発達支援施策の総合的な推進及び実行に関すること。
- （２）習志野市ひまわり発達相談センター（以下「センター」という。）の評価に関すること。
- （３）その他市長が必要と認める事項に関すること。

（組織）

第3条 協議会は委員22人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- （１）センターを利用する者等の保護者
- （２）町会又はまちづくり会議関係者
- （３）学識経験者
- （４）障がい者団体の構成員
- （５）習志野市障がい者自立支援協議会の委員
- （６）別表に掲げる職にある者をもって充てる市職員
- （７）その他市長が必要と認めた者

（任期）

第4条 委員の任期は、委嘱又は任命した日から平成28年3月31日までとする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に会長及び副会長1人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会の会議は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 協議会の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(センター評価部会)

第7条 協議会に、センター評価部会(以下「評価部会」という。)を置く。

2 評価部会は、センターの評価に関することについて協議する。

3 評価部会に部会長及び副部会長1人を置き、評価部会の委員(以下「評価委員」という。)の互選により定める。

4 部会長は評価部会を総括し、副部会長は部会長を補佐し、部会長が欠けたときはその職務を代理する。

5 評価委員は、第3条各号に規定する委員のうち第6号に規定する委員以外の委員とする。

6 評価部会の会議は、部会長が招集し、議長となる。

7 評価部会の会議は、評価委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

(下部組織)

第8条 協議会に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議(以下「ネットワーク会議」という。)を置く。

(関係者の出席)

第9条 会長が必要と認めたときは、協議会に委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第10条 協議会及び評価部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

(守秘義務)

第11条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、公示の日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、平成28年3月31日限り、その効力を失う。



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

別表 (第3条第6号)

職 名
企画政策課長
協働まちづくり課長
健康支援課長
障がい福祉課長
あじさい療育支援センター所長
ひまわり発達相談センター所長
子育て支援課長
こども保育課長
指導課長
総合教育センター所長
青少年課長



（４）習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領

習志野市発達支援サポートネットワーク会議設置要領

制定 平成 24 年 5 月 15 日

改正 平成 25 年 5 月 1 日

（設置）

第 1 条 本市における発達に問題を抱える子どもを支援する事業の推進や、支援システムの運用等に関し、協議を行うため、習志野市ひまわり発達相談センター（以下「センター」という。）に、習志野市発達支援サポートネットワーク会議（以下「ネットワーク会議」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 ネットワーク会議の所掌事務は次のとおりとする。

- （１）発達支援に携わる関係機関において情報の共有を図る。
- （２）発達に課題を持つ子どもの相談支援体制や発達支援に関する運用について調査、研究を行う。
- （３）発達支援施策の提案を行う。

（組織）

第 3 条 ネットワーク会議は、係長、主査級以上及びそれに相当する委員 25 名以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから充てる。

- （１）保健福祉部の職員
- （２）こども部の職員
- （３）教育委員会学校教育部の職員及び生涯学習部の職員

2 原則として、委員は任命後に人事異動等があった場合において、ネットワーク会議の委員の職を継続することができる。

（会長及び副会長）

第 4 条 ネットワーク会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

- 2 会長はネットワーク会議を代表し、会務を総理する。
- 3 会長は発達支援に関わる関係機関の者を会議に出席させることができる。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

（部会）

第 5 条 ネットワーク会議は、必要に応じて部会を置くことができる。

2 部会の委員については、ネットワーク会議の委員の協議により構成するものとする。

（庶務）



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

第6条 ネットワーク会議及び部会の運営に関する事務は、センターにおいて処理する。

(委任)

第7条 この要領に定めるものの他、必要な事項はセンター所長が別に定める。

附 則

この要領は、平成24年5月15日から施行する。

この要領は、平成27年3月31日限りで、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成25年5月1日から施行する。



（５）習志野市庁内発達支援施策連絡会設置要領

習志野市発達支援施策庁内連絡会設置要領

制定 平成 19 年 5 月 17 日

改正 平成 25 年 6 月 25 日

（設置）

第 1 条 本市の発達支援にかかる施策について庁内の連携を推進するため、習志野市発達支援施策庁内連絡会（以下「庁内連絡会」という。）を置く。

（所掌事務）

第 2 条 庁内連絡会は、発達支援施策の推進に関し、関係部署との連絡調整を図る。

2 庁内連絡会は、前項に規定するもののほか、市長が必要と認める事項に関する事項を所掌する。

（組織）

第 3 条 庁内連絡会は、会長、副会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、保健福祉部次長をもって充てる。
- 3 副会長は、障がい福祉課長をもって充てる。
- 4 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

（会長及び副会長）

第 4 条 会長は、会務を総理し、庁内連絡会を代表する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代表する。

（会議）

第 5 条 庁内連絡会は、会長がこれを招集し議長となる。

2 会長は、必要と認めるときは関係者に出席を求め、意見及び説明を求めることができる。

（庁内連絡会の庶務）

第 6 条 庁内連絡会の庶務は、障がい福祉課において処理する。

（委任）

第 7 条 この要領に定めるもののほか、庁内連絡会の運営に関し必要な事項は、障がい福祉課長が別に定める。

附 則

（施行期日）

1 この要領は、平成 19 年 5 月 17 日から施行する。



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（千葉県習志野市）

(失効)

- 2 この要領は、平成 28 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則

この要領は、平成 21 年 7 月 27 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 25 年 6 月 25 日から施行する。

別表

習志野市発達支援施策庁内連絡会

職 名
保健福祉調整課長
健康支援課長
あじさい療育支援センター所長
ひまわり発達相談センター所長
こども部次長
こども政策課長
子育て支援課長
こども保育課長
(教) 学校教育部次長
(教) 教育総務課長
(教) 学校教育課長
(教) 指導課長
(教) 総合教育センター所長
(教) 生涯学習部次長
(教) 青少年課長



(6) 習志野市特別な支援を要する児童生徒に関する実態調査の実施について

第1章 調査概要

(1) 調査の背景

我が国で定着している「障害児者」の種別は、知的、身体、精神障害であるが、平成17年4月1日の立法化により、ようやく国や自治体の責務や役割が明らかにされ、公的支援の机上に載ったのが、「発達障害」である。

発達障害¹とは、自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害その他これに類する脳機能の障害であって、その症状が通常低年齢において発現するものをさす。

厚生労働省は、発達障害者をめぐる現状について、人口に占める割合は高いにもかかわらず、法制度もなく、制度の谷間になっており、従来の施策では十分な対応はなされていないこと、二点目に発達障害に関する専門家が少なく、地域における関係者の連携も不十分で支援体制が整っていないこと、三点目に地域での支援がなく、家族は大きな不安を抱えていると分析している。

発達障害者支援法は、その理念を「発達障害者の心理機能の適正な発達および円滑な社会生活の促進のために、発達障害の症状の発現後、できるだけすみやかに早期に発達支援を行なうことを国および地方公共団体の責務を明らかにするとともに、学校教育における発達障害者への支援、発達障害者の就労、発達障害者支援センターの指定等について定めることにより、発達障害者の自立および社会参加に資するようその生活全般にわたる支援を図り、もってその福祉の増進に寄与すること」とし、各ライフサイクルにおける支援を規定している。

現在、「盲・聾・肢体不自由・知的障害」という障害種別の教育内容と方法による特殊教育から、通常学級に在籍する児童生徒への特別な支援の必要性から、一人一人の教師が発達障害に関する教育的専門性を身につけ、個に応じた教育的配慮を行なう特別支援教育を平成19年度から実践しようとしている分野もあれば、高機能自閉症やアスペルガー症候群も視野に入れた5歳児健康診査のように、十分内容を吟味し、取り組みを検討しなければならない分野もある。全く着手されていない領域には、何らかの対応が求められる。

加藤(2006)²は、障害乳幼児を取り巻く今日的状況と発達支援の現状について、子どもの問題が虐待や幼保一元化などの問題を例外として、多くの関係者からの関心からは遠くて希薄で、ほとんどネグレクト状態であると指摘している。

社会的な関心が希薄であるなしかかわらず、とりわけ年齢的にも発達のにも初期段階

¹ 発達障害者支援法 第2条(平成17年4月1日施行)

² 加藤正仁(2006) 障害乳幼児の発達支援とその課題 地域保健福祉政策実践事例集 地域保健福祉行政政策研究会編著 第一法規 P,5102



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

である乳幼児期や児童期の発達支援は、緊急性、必要性、有効性、効率性の点から、そのニーズは非常に高いと加藤は述べている。近年、障害児福祉や教育の問題に関心を寄せる少数の関係者の間で、少しずつ議論され始めてきているが、多くの自治体ではその施策立案に必要な基礎的情報すらほとんどないのが現状である。

従来の自治体の障害児に対する福祉、教育施策は、国主導の画一的施策にのっとなって行なわれていればよく、実際の障害児福祉に携わる基礎的自治体のサービス供給の現場では、国が期待、指導するサービス業務をひたすら提供することに大半の人的財政的資源を注ぐという傾向が強かった。そのため、地域におけるきめ細かいニーズの把握や問題の構造的な分析、サービス供給の効果や課題の検証などを行って政策の成果を向上させるまでに至らなかった。

(2) 調査の目的と方法

本調査では、新たに施行された発達障害者支援法に基づき、対象者の実態分析とサービス供給の現状を中心に、本市の問題の把握分析を行う。発達障害者支援法は、発達障害の症状の発現後できるだけ早期に発達支援を行なうことの重要性を指摘していることから、早期の発達支援に結びつく要因分析を試みる。

そこで第一に、発達障害等を疑わせるような、発達に課題を持つ本市の乳幼児および児童生徒(中学生まで)の実数、状態像の把握を行なって、本市の発達支援策検討における基礎的資料を収集する。

第二に発達障害等、発達に課題を持つ子どもの早期発見、早期相談が、子どもの健やかな心理的成長と、円滑な社会生活の促進のために極めて重要とされる点から、本市の早期発見・早期相談の成果に関する評価(健康診査のスクリーニング機能の精度)およびひまわり学園に結びつくまでの背景や要因(家庭環境、関係機関との連携等に関する相関等)を明らかにする。

第三に、発達に課題を持つ子ども在籍する本市の各機関の特性、特に保育所や幼稚園、こども園など、通常の保育・教育機関に所属する子どもの発達特性と、現場で抱えている諸問題を明らかにする。

本調査では、発達に課題を有すると考えられる本市の就学前の子どもの発達状況、関係専門職種の親子支援に対する意識および健康診査受診状況を把握するために、本市の就学前の子どもの支援にあたる母子保健担当の保健師、保育所、幼稚園、障害児通園施設(あかしあ学園・あじさい学園)、ひまわり学園(発達支援・言語療法施設)職員に対して、質問紙調査を行なうこととした。

なお就学後(小中学生)の児童生徒の実態に関しては、2002年2月から3月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」と同様の方法で追試を行い、本市の概況を把握した。



第2章 本市における「特別な支援を要する就学前の乳幼児に関する実態調査」の調査設計

（1）調査対象機関と回答者

就学前の子どもの発達支援に関わり、特別な支援を要する子どもや親の支援に当たっている本市の関係機関39機関を対象とし、これらの機関に所属する母子保健担当保健師、保育所・幼稚園、こども園職員（保育士・幼稚園教諭）、あかしあ学園（知的障害児通園施設）およびあじさい学園（肢体不自由児通園施設）職員（保育士・指導員）、言語・発達支援に関するひまわり学園職員（言語聴覚士、心理相談員、保育士、保健師）に回答を求めた。

（2）調査方法

調査対象機関に対し、質問紙を配布し、それぞれの機関に所属し、子どもや親の支援、保育、教育を担当する専門職員達が「発達に課題を持っている」と判断した1歳以上の就学前児童について調査票に回答した。

調査協力機関に対する説明を実施後、調査票を配布した。

（3）調査票の概要

「気になる子どもの発達シート（以下、調査票1）」は、日頃の支援、保育、教育等で、発達に課題を持つ担当者が考えた子どもの発達状況を記録する質問紙である。これは、子どもの性別、年齢、所属等の基本属性をはじめとし、ことばの発達段階、運動・からだの機能障害、ことば・運動・対人・生活の4領域にわたる発達チェック³、発達障害等を疑わせる行動の特異性、個に応じた特別な支援の程度、対象児の指導の困難度、親への対応の困難度、関係職種との連携の有無やその内容および連携を図っている具体的機関で構成される。

「発達に課題を持つ子どもの早期発見・早期相談に関する調査（以下、調査2）」は、調査1の子どもの母子保健サービス利用状況、1歳6か月児健康診査受診状況とその結果、3歳児健康診査受診状況とその結果、担当保健師による対象児や親に対する意識、関係機関との連携の有無やその内容および連携を図っている具体的機関で構成される。

³ 本調査では、ことば（発語）・運動・対人・生活の4領域において、本市独自に「発達指数」という数値指標を開発した。

これは本市の様々な機関にかかわりあいを持つ本市の発達上の課題を持つ「すべての」就学前の子どもの状態を、「あらゆる職種の支援者」が、「共通の尺度」で、「安価」に、「客観的」に把握し、かつ「簡易」に、「気軽」に、「記入に伴う負担感が軽い」アセスメントツールである。このアセスメントツールは一般に普及し、使用されている発達検査等の項目を参考に、指標化したものである。詳細は、第1節第4章を参照のこと。



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

(4) 具体的な調査実施方法

まず、日常的に生活の場で子どもと親にかかわっている保育所、幼稚園、こども園、あかしあ学園、あじさい学園に、先行して調査1の回答、提出を求めた。

さらにひまわり学園において、上記の機関から挙げられてこなかった児童に関して、調査1を実施し、最後に幅広い年齢層をカバーする地域のヘルスステーション保健師に、上記のいずれの機関からも挙げられてこなかった児童について、調査1の回答を依頼した。

次に母子保健担当保健師に対し、調査1に該当する全ての児童の母子保健サービス等の利用状況や、健康診査受診結果の把握のために、調査2の回答を求めた。

(5) 調査基準日

平成18年11月1日現在を基準日とし、この時点での状況について回答を求めた。

(6) 調査期間

調査は各対象機関において平成18年12月1日(金)～12月15日(金)の間に一斉に行われた。



第3章 本市における「特別な支援を要する就学後の児童生徒に関する実態調査」の調査設計

（1）調査対象機関と回答者

本市小中学校で子どもの指導・教育に当たっている本市の小中学校関係機関 23 機関を対象とし、これらの機関に所属する教職員に回答を求めた。

（2）調査方法

2002 年 2 月から 3 月に文部科学省が実施した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する全国実態調査」と同様の方法（知的発達に遅れはないものの、学習面や行動面で著しい困難を持つ担任教師等が回答した児童生徒の状況）について、追試を行った。

調査協力機関に対する説明を実施後、調査票を配布した。

（3）調査票の概要

すべて文部科学省調査に基づき、調査票を作成した。

調査票の項目は、下記のとおりである。

- ①学習面（「聞く」「話す」「読む」「書く」「計算する」「推論する」）
- ②行動面（「不注意」「多動性—衝動性」）
- ③行動面（「対人関係やこだわり等」）

（4）調査基準日

平成 18 年 11 月 1 日現在を基準日とし、この時点での状況について回答を求めた。

（5）調査期間

調査は各対象機関において平成 18 年 11 月 1 日～11 月 30 日の間に一斉に行われた。



第4章 発達指数に関する考え方

（1）本調査目的と4つの発達指数

子どもの成長発達に関する各4領域（発語面、運動面、対人面、生活面）について、日頃の保育・教育・支援活動において、どの職種でも記入でき、簡易で、記入に負担を要さないために、幾つかの発達検査、発達アセスメント評価表を参考に、独自に評価方法を開発し、指数化した。

それが4つの発達指数（発語指数、運動指数、対人指数、生活指数）である。4つの指数による評価方法は、心理検査法で得られた得点の質の評価基準とされる「妥当性⁴」（他の特性との関連、異なる属性を持つ被験者間の得点との差異の予測と、その矛盾の程度）や、「信頼性」（同一の個人に対して同一の条件の下で同一の検査を繰り返したときに、一貫して同一の得点が得られる程度）を繰り返し吟味し、テストとして一定の正確なデータをはじきだすものと判断されたものではない。

あくまでも、本市の様々な機関にかかわりあいを持つ本市の発達上の課題を持つ「すべての」就学前の子どもの状態を、「あらゆる職種の支援者」が、「共通の尺度」で、「安価」に、「客観的」に把握するために、「簡易」に、「気軽」に、「記入に伴う負担感が軽い」アセスメントツールとして、一般に普及し、使用されている発達検査等の項目を参考に指標化したものである。

（2）発達指数

① 基本的考え方

当該年齢にふさわしいと考えられる発達段階と、子どもの生活年齢の二つを数値化し、その比較によって得られた数値を発達指数（発語指数、運動指数、対人指数、生活指数）とした。

すなわち指数が「0」であれば、生活年齢にほぼふさわしい発達段階ととらえられる。マイナスに偏れば偏るほど、生活年齢からみて遅れ（または歪み）があり、プラスになればなるほど、生活年齢からみて高い能力を持っていると推定される。

② 指数の基本設計

調査1の問3が、発達指数に関係する設問である。4領域（発語面、運動面、対人面、生活面）ごとになっており、さらに当該領域では年齢ごとに区分され、当該年齢でほぼ到

⁴ 得られた指数を概観すると、現場の状況をかなり色濃く、客観的に反映している。心理検査法としての妥当性、信頼性という点からは、全く未検証の調査票であるが、現場の経験や暗黙知をかなりよく数値化しているように思われ、調査目的を十分達成していると思われる。あくまでも4つの発達指数による評価方法は、「現場を幅広く、かつ客観的に知る」ためのアセスメントツールとして活用する。



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

達成可能な4項目の発達課題が並んでいる。

調査は、その子どもの生活年齢に関係なく、すべての設問に回答する。その設問の発達課題を達成していれば、1点が加算される。一方、設問の発達課題が不可能、または記入者がその設問を子どもがクリアしているか否かが判断できない場合は0点となる。それを合計したものが、その発達領域に関する子どもの得点である。

その合計得点から、子どもの生活年齢を差し引いたものが「指数」となる。すなわち生活年齢から合計得点を引いたとき、「0」に近いほど、生活年齢とほぼ同等の発達レベルとみなされる。マイナスに大きく転じれば、「遅れ」や「歪み」があり、プラスに転じれば、その発達領域において高い能力を持つと解釈することとした。

(3) 発達指数の算出に関する項目と算出方法

① 指数算出に関する調査1の問3 および 基本属性C3(年齢区分)

調査1 問3

1. 発達領域の設問構成

発語面に関する項目(1~22 計22項目)	→	問3Aと仮定する。
運動面に関する項目(23~44 計22項目)	→	問3Bと仮定する。
対人面に関する項目(45~66 計22項目)	→	問3Cと仮定する。
生活面に関する項目(67~88 計22項目)	→	問3Dと仮定する。

2. 各発達領域の年齢区分の構成

各4領域(発語面、運動面、対人面、生活面)ともに、下記のとおりとなっている。

1歳代~5歳代	4問
6歳代	2問

調査1 対象児の属性 C3 年齢

年齢区分(生活年齢)は、1歳~7歳未満まで、6か月刻みの12のコード選択設定となっている。

1. 1歳~1歳6か月未満
2. 1歳6か月~2歳未満
3. 2歳~2歳6か月未満
4. 2歳6か月~3歳未満
5. 3歳~3歳6か月未満
6. 3歳6か月~4歳未満
7. 4歳~4歳6か月未満
8. 4歳6か月~5歳未満
9. 5歳~5歳6か月未満



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（千葉県習志野市）

- 10. 5歳6か月～6歳未満
- 11. 6歳～6歳6か月未満
- 12. 6歳6か月～7歳未満

② 発達指数の算出方法

発達領域の設問構成では、各領域 22 項目で、達成された項目に 1 点が加算される。

一方、年齢区分（生活年齢）きざみは 12 の選択肢になっていることから、各領域の発達指数を出す場合、生活年齢に該当する選択肢の番号（1～12）の倍数を用いる。

次ページのように問 3 のそれぞれの領域の合計得点から、子どもの生活年齢の選択区分のコード番号を 2 倍した数を引き、得られた数字が「発達指数」となる。

問 3A の合計得点	^{マイナス} —	C3 の年齢区分（生活年齢区分）	× 2	=	発語指数
問 3B の合計得点	^{マイナス} —	C3 の年齢区分（生活年齢区分）	× 2	=	運動指数
問 3C の合計得点	^{マイナス} —	C3 の年齢区分（生活年齢区分）	× 2	=	対人指数
問 3D の合計得点	^{マイナス} —	C3 の年齢区分（生活年齢区分）	× 2	=	生活指数

指数換算による最高値 = 20

$$22 \text{ (当該発達領域の最高合計得点)} \quad \overset{\text{マイナス}}{-} \quad 2 \text{ (1歳～1歳6か月未満の子どもの年齢区分のコード} \times 2) = 20$$

指数換算による最低値 = -24

$$0 \text{ (当該発達領域の最低合計得点)} \quad \overset{\text{マイナス}}{-} \quad 24 \text{ (6歳6か月～7歳未満の子どもの年齢区分のコード} \times 2) = -24$$



【気になる子どもの発達シート】

調査 1

調査にご協力いただく皆様へ

- 本調査は、平成18年11月1日現在で、日頃の保育、教育、相談業務において、発達に何らかの課題を持っていると感じられる本市の1歳以上の子どもの状況を把握し、発達障害等の施策立案に資する資料を得る目的で集計、分析されます。それ以外の目的で使用されることはありません。
- 対象児の年齢や所属、記入にご協力いただく各機関の名称等の記入は、5ページ目にあります。
- 以下の設問は、選択肢の中から、1つだけを選んで☑をつけるものと、あてはまる項目すべてに☑をつけるもの、及び該当する数字に○印をつけるものと、自由記述があります。

問1. 対象児のことばの発達段階について、1つだけ☑をつけてください

- 1 要求や拒否などで発声する
- 2 身振りやジェスチャーで表現する
- 3 単語のみ発話する (例：ママ、ブーブ、アイスなど)
- 4 二語文で発話する (例：ブーブあったなど)
- 5 単語をいくつか並べて発話する (例：パパ、会社行ったよ)
- 6 複文の発話ができる (例：ママがあっち行っちゃダメよって僕に言ったよ)

問2. 対象児の運動・からだの発達段階について、1つだけ☑をつけてください

- 1 問題や障害は特にない
- 2 腕や足、指などに奇形や機能障害があり、体を動かすことに制限がある

問3. 対象児の発達状況についてうかがいます。下表では一般的に年齢に相応とされる発達段階を示していますが、記入にあたっては、対象児の年齢に関係なく、クリアしている項目すべてに☑をつけてください。 また、確認できない項目、不明な項目については☐を塗りつぶして、■とご記入ください。

ことばの発達	1～2歳 未 満	<input type="checkbox"/> 1 簡単な指示に従う <input type="checkbox"/> 2 1～2語の簡単な言葉をまねて言える <input type="checkbox"/> 3 動作の模倣ができる <input type="checkbox"/> 4 呼名に対して、「はい」と答える
	2～3歳 未 満	<input type="checkbox"/> 5 「大きいー小さい」「長いー短い」がわかっている <input type="checkbox"/> 6 絵本にある車、バナナ、帽子、はさみなどを指さされて、答えられる



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」（千葉県習志野市）

		<input type="checkbox"/> 7 「あとで」「あした」「また」などと言われたとき、待つことができる <input type="checkbox"/> 8 自分の姓名、性別が言える
	3～4歳 未 満	<input type="checkbox"/> 9 食物や動物を指し示せる <input type="checkbox"/> 10 ままごと、電話ごっこ遊びなどで、役になって交互に言葉でやりとりできる <input type="checkbox"/> 11 同年齢の子どもと会話ができる <input type="checkbox"/> 12 3語文をまねして言える（「お母さんが洗濯をしています」など）
	4～5歳 未 満	<input type="checkbox"/> 13 上、下、前、後ろが理解できる <input type="checkbox"/> 14 動物や色の名称を思い出して、4つ以上言える <input type="checkbox"/> 15 自分の名前の平仮名が読める <input type="checkbox"/> 16 数字やひらがなの拾い読みができる
	5～6歳 未 満	<input type="checkbox"/> 17 左手、右耳、左目はどこ？と聞かれて正しく指し示せる <input type="checkbox"/> 18 仮名を一字ずつ拾い読みする <input type="checkbox"/> 19 曜日をすべて知っている <input type="checkbox"/> 20 自分の名前や数字を書く
	6～7歳 未 満	<input type="checkbox"/> 21 春夏秋冬がわかり、その季節の絵を指し示せる <input type="checkbox"/> 22 絵本や紙芝居を見て、人物や動作について正しく叙述することができる
運 動 ・ か ら だ の 発 達	1～2歳 未 満	<input type="checkbox"/> 23 一人で歩くことができる <input type="checkbox"/> 24 体操をまねて、手、足、体をリズムに合わせて動かす <input type="checkbox"/> 25 手すりにつかまって、一人で階段をのぼることができる <input type="checkbox"/> 26 鉛筆でぐるぐる描きができる
	2～3歳 未 満	<input type="checkbox"/> 27 両足でピョンピョンとぶ <input type="checkbox"/> 28 足を交互に出して、階段を上がる （一段ごとに足をそろえてもよいが、手すりや人の手に頼らない） <input type="checkbox"/> 29 手をつながなくても、歩道を一人で歩ける <input type="checkbox"/> 30 片足で2～3秒立つ
	3～4歳 未 満	<input type="checkbox"/> 31 ヨーイドンの合図を聞いて、走り出すことができる <input type="checkbox"/> 32 片足で静止して、5秒ぐらい立っていられる <input type="checkbox"/> 33 折り紙などにのりをつけて貼ることができる <input type="checkbox"/> 34 両足をそろえて、前に飛ぶ

絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

	4～5歳 未 満	<input type="checkbox"/> 35 片足ケンケン飛びができる(5歩) <input type="checkbox"/> 36 スキップを正しく行う <input type="checkbox"/> 37 はさみで簡単な図形を切り抜く <input type="checkbox"/> 38 「3」を、人差し指、中指、薬指のみを立て、両手の指でつくる ことができる
	5～6歳 未 満	<input type="checkbox"/> 39 目を開けて片足で10秒以上立つ <input type="checkbox"/> 40 一重結びを結ぶことができる <input type="checkbox"/> 41 色鉛筆で、簡単な図版の輪郭をはみ出さずに塗ることができる <input type="checkbox"/> 42 片手でボールを受けることができる
	6～7歳 未 満	<input type="checkbox"/> 43 補助輪なしの自転車に乗れる <input type="checkbox"/> 44 3mほど離れた位置でキャッチボールができる
対 人	1～2歳 未 満	<input type="checkbox"/> 45 大人の顔色をうかがう <input type="checkbox"/> 46 「あとで」と言われて、少しの間は待てる <input type="checkbox"/> 47 ものを他の子に分けてあげられる <input type="checkbox"/> 48 「いい？」など確認を求める
	2～3歳 未 満	<input type="checkbox"/> 49 「入れて」「貸して」など、自分の要求、要望を伝える <input type="checkbox"/> 50 好きな子と一緒に遊ぶ <input type="checkbox"/> 51 いつもいる子がいないときに、その子のことをたずねる <input type="checkbox"/> 52 手伝いをする
面 の	3～4歳 未 満	<input type="checkbox"/> 53 「いつかね」「今度ね」でがまんできる <input type="checkbox"/> 54 他の子に気持ちなどを確認する <input type="checkbox"/> 55 拒否を暴力で表現しない <input type="checkbox"/> 56 順番を守る
	4～5歳 未 満	<input type="checkbox"/> 57 順位のことばを理解する <input type="checkbox"/> 58 身近な動植物などに親しみ、愛情を持つ <input type="checkbox"/> 59 怒りや喜びの感情を、ことばで表現する <input type="checkbox"/> 60 競い合いに負けても、泣いたり、すねたりしない
発 達	5～6歳 未 満	<input type="checkbox"/> 61 親しい子どもなどに、いたわりや思いやりを示す <input type="checkbox"/> 62 ルールのある集団遊びをする <input type="checkbox"/> 63 へ理屈を言って、指示を拒絶しない <input type="checkbox"/> 64 道徳などを守らない大人を非難しない
	6～7歳 未 満	<input type="checkbox"/> 65 こども集団の中で、役割を受け持ち、それを果たす <input type="checkbox"/> 66 ことばで反対意見を表現する

生活面の発達の	1～2歳	<input type="checkbox"/> 67 自分でスプーンを持って、すくって食べる
	未 満	<input type="checkbox"/> 68 自分で靴を脱ぐことができる
		<input type="checkbox"/> 69 物を片づけるのを手伝う
		<input type="checkbox"/> 70 排尿を予告する。
	2～3歳	<input type="checkbox"/> 71 おしっこや大便を教える
	未 満	<input type="checkbox"/> 72 ほとんどこぼさないで食べる
	<input type="checkbox"/> 73 ひとりでパンツをはける	
	<input type="checkbox"/> 74 靴を一人で履く	
	3～4歳	<input type="checkbox"/> 75 自分でパンツを脱いで、おしっこをする
	未 満	<input type="checkbox"/> 76 ひとりで顔が洗える
		<input type="checkbox"/> 77 食事の時、大人が許可するまで待ってられる
		<input type="checkbox"/> 78 鼻をかむことができる
	4～5歳	<input type="checkbox"/> 79 信号を見て、正しく道路を渡れる
	未 満	<input type="checkbox"/> 80 洋服の前のボタンを自分ではめる
		<input type="checkbox"/> 81 排便の後、自分でおしりがふける
		<input type="checkbox"/> 82 食卓でほとんど大人の世話にならないで食べる
	5～6歳	<input type="checkbox"/> 83 靴を履くとき、左右を間違えない
	未 満	<input type="checkbox"/> 84 ぞうきんやタオルを絞れる
		<input type="checkbox"/> 85 家から先生への伝言を、きちんと伝えられる
		<input type="checkbox"/> 86 大人の手をほとんどかけずに、自分一人で着脱ができる
	6～7歳	<input type="checkbox"/> 87 「ここで待っていてね」と言われると、15分くらいじっと待てる
	未 満	<input type="checkbox"/> 88 時間に合わせて計画的に行動できる

問4. 対象児の歴年齢(生活年齢)からみて、ふさわしくない行動、違和感がある態度について、うかがいます。

対象児の生活年齢に本来、そぐわないと思われるが、対象児に見られる行動すべてに☑をつけてください。

- 1 かんしゃくやパニックが多い
- 2 「人」より、自分の興味のある「モノ」を目で追っていることが多い
- 3 視線が合いづらい
- 4 場見知り、人見知りが強い
- 5 呼んでも振り向かない
- 6 多動で、じっとしていることが難しい、落ち着きがない
- 7 ものを見るとき視線が、独特である(横目で見ると等)



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

- 8 光をじっと見たり、耳をふさぐなど、光や音に対する過敏性がある
- 9 抱っこや体に触られると、のけぞったり、嫌がったりする
- 10 変化への抵抗が強く、情緒が不安定になる、気持ちの切り替えがうまくできない
- 11 危険なことや場所がわからず、注意を要する
- 12 集団での一斉の指示では理解できない
- 13 集中力、持続力に欠け、すぐ飽きてしまう
- 14 思っていることをうまく伝えることができない
- 15 吃音(どもり)や発音の不明瞭さがあり、聞き取りづらい
- 16 子ども同士より、大人とのかかわりを強く求める
- 17 ルールのある遊びへの参加に困難がある
- 18 自己中心的で、わがままである

問5. 現状の対象児の「特別なニーズ」のレベルについて、1つだけ☑をつけてください

- 1 発達の遅れや偏りはほとんど目立たなく、生活にも支障がない
- 2 発達の遅れや偏りがあり、必要に応じ、職員の声かけや援助を必要とする
- 3 発達の遅れや偏りが顕著で、常に、職員の声かけや援助を必要とする

問6. あなたが今まで経験した事例やノウハウ、知識、技術からみて、対象児の指導の難しさの程度は、5段階評価で表すとどのくらいでしょうか。1つだけあてはまる数字に○をつけてください



問7. あなたが今まで経験した事例や経験から、対象児の家族への対応は、5段階評価で表すとどの程度の難しさになりますか。1つだけあてはまる数字に○をつけてください





問8. 対象児およびその家族の対応で、困っていること、悩んでいることがありましたらご記入ください。

問9. 関係職種との連携について、あてはまるものすべてに☑をつけてください

- 1 特になし → 次ページの属性の記入へお進みください
 - 2 必要に応じ、情報交換があった
 - 3 支援に伴う役割分担があった
 - 4 支援目標の共有があった
 - 5 その他
- } 下の問10の設問へお進みください

（具体的にお書きください）

問10. 対象児及びその家族等の支援のために、連携を図っている関係機関・職種について、あてはまるものすべてに☑をつけてください

- 1 保育所
- 2 幼稚園
- 3 あかしあ学園
- 4 あじさい学園
- 5 ひまわり学園
- 6 ケースワーカー（どこの）
- 7 その他

（具体的にお書きください）



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

◆ 対象児の属性(所属機関、性別、年齢等)について、お答えください

C1 機関コードをご記入ください

*機関コード	*通し番号(数字で)
--------	------------

*機関コード…別表より選んで、数字をご記入ください

*通し番号…対象となる児童生徒の、当該機関の通し番号を施設ごとに設定して数字をご記入ください。

C2 対象児の性別について、あてはまる項目に☑をつけてください

1. 男

2. 女

C3 対象児の年齢について、あてはまる項目に1つだけ☑をつけてください

- 1 1歳～1歳6か月未満
- 2 1歳6か月～2歳未満
- 3 2歳～2歳6か月未満
- 4 2歳6か月～3歳未満
- 5 3歳～3歳6か月未満
- 6 3歳6か月～4歳未満
- 7 4歳～4歳6か月未満
- 8 4歳6か月～5歳未満
- 9 5歳～5歳6か月未満
- 10 5歳6か月～6歳未満
- 11 6歳～6歳6か月未満
- 12 6歳6か月以上

◆ 記入されているあなたのお名前をご記入ください。

T1 記入者氏名 _____

T2 あなたの職種を、下記の項目から1つだけ☑をつけてください

- 1 保育士
- 2 幼稚園教諭



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

- 3 保健師
- 4 看護師
- 5 助産師
- 6 その他(具体的に)

◆ 発達に課題を持つ子どもの保育・教育・指導・支援体制に関し、どのようなことでも結構ですので、日頃、お考えになっておられること等がありましたら、ご自由にお書きください。

本調査に協力していただいた方の意見として、あるいは貴機関で一枚にまとめて書いていただいても結構です。



【発達に課題を持つ子どもの早期発見・早期相談に関する調査】

調査 2

調査にご協力いただく皆様へ

- 本調査は、発達に何らかの課題を持つ子どもの早期発見、早期相談に資するために、現状の健康診査や相談業務等の状況を把握し、発達障害等の施策立案に資する資料を得る目的で集計、分析されます。それ以外の目的で使用されることはありません。
- 対象児の状況について、平成 18 年 11 月 1 日現在の状況でご記入ください。
- 以下の設問には、選択肢の中から、1つだけを選んで☑をつけるものと、あてはまる項目すべてに☑をつけるもの及び自由記述があります。

問 1. 対象児とその保護者が利用している母子保健サービスすべてに☑をつけてください
なお、10～14、17～19については、あてはまる利用回数に○をつけてください

- 1 本市の母子健康手帳交付
- 2 転入手続き (本市の母子保健、子育て支援サービスの紹介)
- 3 ママ・パパになるための学級
- 4 本市の新生児訪問
- 5 他市の新生児訪問
- 6 すこやか習志野っ子ファイル訪問 (母子保健推進員)
- 7 すこやか習志野っ子ファイル訪問 (保健師・助産師)
- 8 4か月児健康相談
- 9 10か月児健康相談
- 10 あかちゃん健康相談利用 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 11 幼児すくすく相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 12 発達相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 13 幼児相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 14 子育てママ相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 15 離乳食教室
- 16 はみがき教室
- 17 保健師等による訪問 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

- 18 保健師等による所内相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)
- 19 保健師等による電話相談 (利用回数に○をつけてください: 1回・2回・3回以上)

問2. 1歳6か月児健康診査の受診状況について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください

- | | | |
|--|---|---------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 本市の健康診査を受診 | } | 2 ページの間3の設問へお進みください |
| <input type="checkbox"/> 2 他市の健康診査を受診 | | |
| <input type="checkbox"/> 3 その他(医療機関等で受診) | | |
| <input type="checkbox"/> 4 未受診 | } | 2 ページの間4の設問へお進みください |
| <input type="checkbox"/> 5 不明 | | |

問3. 1歳6か月児健康診査の受診結果について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください

なお2、3、4、5の項目に該当する場合、必要事項についてもご記入ください

- 1 異常なし
- 2 要精密検査 ((コード番号を記入してください _____)
- 3 要観察
- ① 内容(コード番号を記入してください _____)
- ② 状況確認を要する時期(下記のいずれかにご記入ください)
- 健診終了から _____ か月後
- 子どもが _____ 歳になった時
- その他(_____)
- 4 要医療
- ① 内容(コード番号を記入してください _____)
- 5 他機関管理中 機関名(_____)
- 6 不明



問4. 3歳児健康診査の状況について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください

- | | | |
|--|---|--------------------|
| <input type="checkbox"/> 1 本市の健康診査を受診 | } | 問5の設問へお進みください |
| <input type="checkbox"/> 2 他市の健康診査を受診 | | |
| <input type="checkbox"/> 3 その他(医療機関等で受診) | | |
| <input type="checkbox"/> 4 未受診 | } | 3ページの間6の設問へお進みください |
| <input type="checkbox"/> 5 受診時期に達していない | | |
| <input type="checkbox"/> 6 不明 | | |

問5. 3歳児健康診査の受診結果について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください

なお2、3、4、5の項目に該当する場合、必要事項についてもご記入ください

- 1 異常なし
- 2 要精密検査((コード番号を記入してください _____)
- 3 要観察
- ① 内容(コード番号を記入してください _____)
- ② 状況確認を要する時期(下記のいずれかにご記入ください)
- 健診終了から _____ か月後
- 子どもが _____ 歳になった時
- その他(_____)
- 4 要医療
- ① 内容(コード番号を記入してください _____)
- 5 他機関管理中 機関名(_____)
- 6 不明

問6. 担当保健師からみた対象児に対する認識について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください

- 1 現在、要観察扱いである
- 2 以前、要観察扱いだった
- 3 要観察になったことはないが、「気になる子」と感じている
- 3について、その理由をお書きください
- 4 特になし(過去に要観察になったこともなく、気になることもなかった)



問7. 担当保健師からみた対象児の保護者に対する認識について、下記の該当する項目1つに☑をつけてください。

- 1 気になる親と思っている

1について、その理由をお書きください

- 2 特になし

問8. 関係職種との連携について、あてはまるものすべてに☑をつけてください

- 1 特になし → 4ページの属性の記入へお進みください

- 2 必要に応じ、情報交換があった

- 3 支援に伴う役割分担があった

問9の設問へお進みください

- 4 支援目標の共有があった

- 5 その他

5について、具体的にお書きください

問9. 対象児及びその家族等の支援のために、連携を図っている関係機関・職種について、あてはまるものすべてに☑をつけてください

- 1 保育所

- 2 幼稚園

- 3 あかしあ学園

- 4 あじさい学園

- 5 ひまわり学園

- 6 ケースワーカー (どこの)

- 7 その他

7について、具体的にお書きください



◆ 対象児の属性(所属機関、性別、年齢等)をご記入ください

C1 対象児が所属している機関について、別表コード表から選択して数字でご記入ください

なお、本調査における当該機関の通し番号を数字でご記入ください

*機関コード	通し番号
--------	------

*対象児の機関コードのつけ方

- ・ 保育所、幼稚園等からのケースに関しては、保育所や幼稚園からあがってきた番号をひまわり学園に確認して、ご記入ください。
- ・ 保育所、幼稚園から出されたケースでない場合、ヘルスステーションからのケースとして、「気になる子どもの発達シート」も記入し、当該ヘルスステーションの機関コードおよび通し番号を設定してください。

C2 対象児の性別について、1つに☑をつけてください

1.

2. 女

C3 対象児の年齢について、あてはまる項目に☑をつけてください

- 1 1歳～1歳6か月未満
- 2 1歳6か月～2歳未満
- 3 2歳～2歳6か月未満
- 4 2歳6か月～3歳未満
- 5 3歳～3歳6か月未満
- 6 3歳6か月～4歳未満
- 7 4歳～4歳6か月未満
- 8 4歳6か月～5歳未満
- 9 5歳～5歳6か月未満
- 10 5歳6か月～6歳未満
- 11 6歳～6歳6か月未満
- 12 6歳6か月以上



絆とやさしさでつながる発達支援「習志野方式」(千葉県習志野市)

◆ 記入されているあなた自身について、お答えください

T1 記入されているあなたのお名前を、ご記入ください

記入者氏名

T2 あなたの所属されている機関を、別表コード表から選んで、数字でご記入ください

--	--

T3 あなたの職種を、下記の項目から1つ選んで☑をつけてください

- 1 保健師
- 2 看護師
- 3 助産師
- 4 その他(具体的に)

◆ 発達に課題を持つ子どもの早期発見、早期相談に関して、地域保健、母子保健の立場で感じておられること等がありましたら、ご自由にお書きください。
本調査に協力していただいた方の意見として、あるいは貴機関で一枚にまとめて書いていただいても結構です。

事務局使用欄					
ひまわり学園利用状況			入力・集計		